

旅館・ホテル営業

法…旅館業法、令…旅館業法施行令、規…旅館業法施行規則、条…東京都板橋区旅館業法施行条例、区細…東京都板橋区旅館業法施行細則

| 審査項目 | 基準 | 根拠 | 審査内容等 |
|--------------|--|---------|--|
| 旅館・ホテル営業について | この法律で「旅館・ホテル営業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。 | 法第2条第2項 | |
| | この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前項を利用することをいう。 | 法第2条第5項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊料又は室料を受けて人を宿泊させる施設で、反復継続の意志をもち、かつその行為が社会性を有して行われればすべて適応されます。ただし、労働基準監督署の監督を受ける宿泊施設及び住宅宿泊事業法上の届出施設は適用外となります。 ・ 宿泊料、室料は、金銭又は、現物等の名称のいかんを問わず宿泊の代価に当たるものを徴収することをいい、宿泊に関し宿泊の代価の全部または一部を徴収する場合は、すべて含まれます。ただし、極く低廉な食事代の実費または社会通念上食事代と考えられる額のみ徴収するものは適用外です。 ・ 利用者が自己の寝具を持参して使用する場合も、「寝具を使用して」に該当し、法の適用を受けます。 ・ 時間単位で利用する施設であっても寝具を使用する限りは適用されます。 ・ いわゆるウィークリーマンション等については、施設の経営形態を総合的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が経営者にあると社会通念上認められ、利用の期間(おおむね1か月未満)、目的等からみて、宿泊者が宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則としている場合、旅館業法の適用対象施設となります。 ・ 船舶、車両等は、本来運航(行)とするものであって、その主要な用途が運航(行)に供されている限り旅館業法は適用されません。 |
| 許可 | 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事(特別区にあっては区長)の許可を受けなければならない。ただし、「旅館・ホテル」又は「簡易宿所」の許可を受けた者が、当該施設で「下宿」を営もうとする場合は、この限りでない。 | 法第3条第1項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 板橋区保健所長委任規則により保健所長の許可となります。 |

| 審査項目 | 基準 | 根拠 | 審査内容等 |
|------|--|---|---|
| 申請者 | <p>申請者が下記の各号に該当するときは、許可されない場合がある。</p> <p>1 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者(精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)</p> <p>2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律もしくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>4 法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</p> <p>5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者(第8号において「暴力団員等」という。)</p> <p>6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>7 法人であって、その業務を行う役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>8 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> | <p>法第3条第2項</p> <p>法第3条第2項第1号 規第1条の2</p> <p>法第3条第2項第2号</p> <p>法第3条第2項第3号</p> <p>法第3条第2項第4号</p> <p>法第3条第2項第5号</p> <p>法第3条第2項第6号</p> <p>法第3条第2項第7号</p> <p>法第3条第2項第8号</p> | <p>法第8条の規定とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業者が旅館業法上の処分に違反し、許可を取り消された場合 ・ 営業者又はその代理人、使用人その他の従業者が次に掲げる罪を犯したことにより許可を取り消された場合 <p>刑法第174条、第175条、第182条又は第183条の罪 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する罪 売春防止法第2章に規定する罪 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第2章に規定する罪</p> |
| 場所 | <p>許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね100mの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときは、許可されない場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育法第1条に規定する学校(大学は除く)及び認定こども園法[※]第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 ・ 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く) ・ 社会教育法第2条に規定する社会教育に関する施設 ・ 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校の教育課程に相当するもの。 ・ 図書館法第2条第1項に規定する図書館 | <p>法第3条第3項</p> <p>法第3条第3項第1号</p> <p>法第3条第3項第2号</p> <p>法第3条第3項第3号</p> <p>条第2条第1号</p> <p>条第2条第2号</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ おおむね100mとは、110メートル程度です。教育施設等との距離は、その敷地から旅館の敷地までの最短距離とします。 <p>※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</p> <p>区細則第8条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東板橋野球場(板橋3-50-1) ・ 少年サッカー場(高島平2-24-2) ・ 熱帯環境植物館(高島平8-29-2) ・ 郷土資料館(赤塚5-35-25) ・ 赤塚少年運動場(赤塚5-6-1) ・ 教育科学館(常盤台4-14-1) ・ 板橋区立公園の名称、位置及び区域等に定める区立公園 ・ 生涯学習センター(大原町5-18、成増1-12-4) |

・ 博物館、公民館、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、板橋区規則で定めるもの。

条第2条第3号
区細第8条

・ 東京都立公園条例に定める都立公園

許可申請書について

| 審査項目 | 基準 | 根拠 | 審査内容等 |
|--|---|---|--|
| <p>申請書記載事項</p> <p>申請書添付書類</p> <p>手数料</p> | <p>1 申請者の住所、氏名及び生年月日(法人にあっては、その名称、事務所所在地、代表者の氏名)</p> <p>2 営業施設の名称及び所在地</p> <p>3 営業の種別</p> <p>4 営業施設が第5条第1項に該当(季節的な営業など)するときは、その旨</p> <p>5 営業施設の構造設備の概要</p> <p>6 法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容</p> | <p>規第1条第1項第1号</p> <p>規第1条第1項第2号</p> <p>規第1条第1項第3号</p> <p>規第1条第1項第4号</p> <p>規第1条第1項第5号</p> <p>規第1条第1項第6号</p> | <ul style="list-style-type: none"> 法第2条の区別(旅館・ホテル営業)に則した名称を使用してください。 「旅館・ホテル営業」と記入してください。 該当しない旨の申告書を添付してください。法人の場合は、明確に業務を行わないとわかる取締役以外は、取締役全員の申告書を添付してください。財団法人、特殊法人等の場合代表者の他に業務を行う理事、役員についても添付してください。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 当該施設を中心として半径300m以内の住宅、道路、学校などの見取り図 建物の配置図、各階平面図、正面図、及び側面図 客室にガス設備を設ける場合は、その配管図 法人の場合は、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書 土地及び建物に係る登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し 所有者等の利用許諾を証する書類 区分所有権(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第1項に規定する区分所有権をいう。)の対象である場合は、管理規約 | <p>区細第3条第2項第1号</p> <p>区細第3条第2項第2号</p> <p>区細第3条第2項第3号</p> <p>区細第3条第2項第4号</p> <p>条第1条の2 区細第3条第3項第1号</p> <p>条第1条の2 区細第3条第3項第2号</p> <p>条第1条の2 区細第3条第3項第3号</p> | <ul style="list-style-type: none"> 見取図は、営業施設の他に法第3条第3項の施設の位置、主要道路、建物等を記載したもの、この場合教育施設等からの距離を記入してください。 ガスの元栓を明記してください。 |
| | <p>・ 22,000円</p> | | <ul style="list-style-type: none"> 申請時に必要です。 |
| <p>許可事項変更届について</p> | <p>申請書に記載した事項(営業の種別を除く)を変更したときは、10日以内にその営業施設所在地を管轄する都道府県知事(板橋区長)にその旨を届け出なければならない。</p> <p>1 営業者の住所、氏名の変更</p> <p>2 施設の名称の変更</p> <p>3 増改築等による変更</p> <p>(※簡易宿所に変更する場合は新規許可となります。)</p> | <p>規第4条</p> | <ul style="list-style-type: none"> 板橋区保健所長委任規則により保健所長への届出となります。 改姓、改名、法人事務所所在地及び代表者の変更です。法人の代表者の変更は、登記事項証明書により確認させていただきます。 施設の移動は新規許可となります。 町名変更、廃置分合による変更については必要ありません。 構造設備が著しく変更されていて、構造設備が同一性を失っていると認められる場合は新規許可です。 施設のおおむね50%以上の改築又はおおむね100%以上の増築及び増改築の場合は新規許可となります。 |

承 継 承 認 申 請 書

| 審 査 項 目 | 基 準 | 根 拠 | 審 査 内 容 等 | |
|---------|--|--|---|---|
| 譲渡による承継 | <p>申請書</p> <p>記載事項</p> <p>1 譲受人の住所、氏名、生年月日 (法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)</p> <p>2 譲渡人の住所、氏名、生年月日 (法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)</p> <p>3 譲渡予定年月日</p> <p>4 施設の名称及び所在地</p> <p>5 法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容</p> | <p>法第3条の2 規第1条の3</p> <p>規第1条の3第1項第1号</p> <p>規第1条の3第1項第2号</p> <p>規第1条の3第1項第3号</p> <p>規第1条の3第1項第4号</p> <p>規第1条の3第1項第5号</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 板橋区保健所長委任規則により保健所長への申請となります。 ・ 旅館業の許可施設を営む者が事業を譲渡する場合は、事業譲渡の前に譲渡人と譲受人が承認を受けなければなりません。譲渡後に承認申請がなされた場合は、新規許可となります。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; margin: 0;"><譲渡を証する書類について></p> <p style="margin: 0;">契約書の写し等、譲渡人と譲受人両名の合意に基づいて、事業を譲り受けることを証する書類で、以下の事項が記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡人の氏名及び住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地、法人名及び代表者氏名) ・ 譲受人の氏名及び住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地、法人名及び代表者氏名) ・ 当該営業許可に関する事業を譲渡する旨 </div> | |
| | <p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業の譲渡を証する書類 ・ 譲受人が法人の場合は、譲受人の定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書 | <p>規第1条の3第2項第1号</p> <p>規第1条の3第2項第2号</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業譲渡に伴い定款等の変更がある場合には、その一部変更等の手続きを経た正式のものがが必要です。 |
| | <p>手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7,400円 | | | |
| 合併による承継 | <p>申請書</p> <p>記載事項</p> <p>1 合併により消滅する法人 名称・事務所の所在地・代表者の氏名</p> <p>2 合併後存続する法人又は合併により設立される法人 名称・事務所の所在地・代表者の氏名</p> <p>3 合併予定年月日</p> <p>4 施設の名称</p> <p>5 施設の所在地</p> <p>6 法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容</p> | <p>法第3条の3 規第2条</p> <p>規第2条第1項第1号</p> <p>規第2条第1項第1号</p> <p>規第2条第1項第2号</p> <p>規第2条第1項第3号</p> <p>規第2条第1項第3号</p> <p>規第2条第1項第4号</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 板橋区保健所長委任規則により保健所長への申請となります。 ・ 合併登記前に法人の合併の承認を受けなくてはなりません。登記後に承認申請がなされた場合は、新規許可となります。 | |
| | <p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款または寄付行為の写し | <p>規第2条第2項</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時に必要です。 |
| | <p>手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7,400円 | | | |

| 審査項目 | | 基準 | 根拠 | 審査内容等 |
|---------|---------|--|--|--|
| 分割による承継 | 申請書記載事項 | <p>営業者たる法人の分割の場合において当該分割について都道府県知事(板橋区長)の承認を受けたときは、分割により当該旅館業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。</p> <p>1 分割前の法人 名称・事務所の所在地・代表者の氏名</p> <p>2 分割により旅館業を承継する法人 名称・事務所の所在地・代表者の氏名</p> <p>3 分割の予定年月日</p> <p>4 施設の名称</p> <p>5 施設の所在地</p> <p>6 法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容</p> | <p>法第3条の3 規第2条</p> <p>規第2条第1項第1号</p> <p>規第2条第1項第1号</p> <p>規第2条第1項第2号</p> <p>規第2条第1項第3号</p> <p>規第2条第1項第3号</p> <p>規第2条第1項第4号</p> | <ul style="list-style-type: none"> 板橋区保健所長委任規則により保健所長への申請となります。 分割登記前に法人の分割の承認を受けなくてはなりません。登記後に承認申請がなされた場合は、新規許可となります。 |
| | 添付書類 | 承継する法人の定款または寄付行為の写し | 規第2条第2項 | |
| | 手数料 | ・ 7,400円 | | ・ 申請時に必要です。 |
| 相続による承継 | 申請書記載事項 | <p>営業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に都道府県知事(板橋区長)に申請して、その承認を受けなければならない。</p> <p>1 申請者の住所、氏名、生年月日並びに被相続人との続柄</p> <p>2 被相続人の氏名及び住所</p> <p>3 相続開始年月日</p> <p>4 施設の名称及び所在地</p> <p>5 法第3条第2項各号(第7号を除く)に該当することの有無及び該当するときは、その内容</p> | <p>法第3条の4 規第3条</p> <p>規第3条第1項第1号</p> <p>規第3条第1項第2号</p> <p>規第3条第1項第3号</p> <p>規第3条第1項第4号</p> <p>規第3条第1項第5号</p> | <ul style="list-style-type: none"> 板橋区保健所長委任規則により保健所長への申請となります。 被相続人死亡後、60日以内に承認申請をしてください。 |
| | 添付書類 | <ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し 同意書 | <p>規第3条第2項第1号</p> <p>規第3条第2項第2号</p> | <ul style="list-style-type: none"> 相続人全員の名前が確認できるものをご用意ください。 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書が必要です。 |
| | 手数料 | ・ 7,400円 | | ・ 申請時に必要です。 |

構 造 設 備 基 準

| 審 査 項 目 | 基 準 | 根 拠 | 審 査 内 容 等 |
|-----------------|---|---|---|
| 客室共通 | <p>1客室の床面積は、7㎡(寝台を置く客室にあつては、9㎡)以上であること。</p> <p>1客室の細則で定める構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。</p> <p>収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。</p> | <p>令第1条第1項第1号</p> <p>区細第12条第1項</p> <p>条第7条第2号ウ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 面積は、内法で測定します。 ・ 宿泊者が通常立ち入る部分の面積であり、宿泊者が立ち入らない部分である押入れ、床の間等は含みません。 |
| 寝具 | 十分な数量を有すること。 | 条第7条第3号 | |
| 玄関帳場等 | <p>宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として規則で定める基準に適合するものを有すること。</p> <p>1 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。</p> <p>2 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。</p> | <p>令第1条第1項第2号</p> <p>規第4条の3第1号</p> <p>規第4条の3第2号</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適している玄関帳場又はフロントを設けてください。ただし、次のすべてを満たし、宿泊所の安全や利便性の確保ができていない場合には、玄関帳場又はフロントに代替する機能を有する設備を備えているものとして、玄関帳場又はフロントを設置しないことができます。 (1)事故が発生した時その他の緊急時における迅速な対応のための体制の整備がされていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、原則徒歩10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。 (2)営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。 (3)鍵の受け渡しを適切に行うこと。 ・ 管理棟により管理する場合には、適当なフロントを設け、車により入場するものを十分に確認できる構造としてください。 |
| 換気、採光、照明、防湿及び排水 | <p>適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> | 令第1条第1項第3号 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 空気の取入口は、汚染された空気を取り入れることのないように、適当な位置に設けてください。 ・ 窓のない客室は設けないでください。 ・ 排水を適正に処理できる設備を設けてください。 |
| | 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。 | 条第7条第2号イ | |
| 寝具 | 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。 | 条第7条第3号 | |

| 審査項目 | 基準 | 根拠 | 審査内容等 |
|-------|---|--|---|
| 浴室・浴槽 | <p>浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適正な位置に設けること。</p> <p>共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。</p> <p>ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。 ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ等の吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水が行える構造であること。 | <p>条第7条第4号ア</p> <p>条第7条第4号イ</p> <p>条第7条第4号ウ</p> <p>条第7条第4号ウ(ア)</p> <p>条第7条第4号ウ(イ)</p> <p>条第7条第4号ウ(ウ)</p> <p>条第7条第4号ウ(エ)</p> <p>条第7条第4号ウ(オ)</p> <p>条第7条第4号ウ(カ)</p> <p>条第7条第4号ウ(キ)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 旅館業の浴槽は、旅館業法の適用を受ける施設であるので、公衆浴場法の許可は必要ありません。ただし、入浴させる対象が宿泊者に対する入浴提供の範囲を超える場合、及び経営の目的は宿泊者のみを対象とする場合であっても宿泊者以外の者の入浴行為が反復継続する事実が客観的に認められる場合は、公衆浴場の適用を受けず。 ろ過器は、1時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有するものにしてください。 集毛器は毎日清掃が必要であるため、容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造のものにしてください。 逆洗浄で十分洗浄できる砂等の材質が望ましく、逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が日常管理の中で容易に行える構造としてください。 打たせ湯等は、利用者が湯水を直接鼻から吸い込んだり、飛まつを吸引する可能性が高いため、レジオネラ属菌汚染のリスクの高い循環浴槽水を打たせ湯等に使用することを禁止します。従って循環浴槽水を浴槽水面の上部から補給する方式についても利用者が打たせ湯のように使用する危険性がある場合は、禁止します。 浴槽のオーバーフロー水は、すべて排水される構造とし、回収槽を設けないでください。これは、オーバーフロー溝を含めた回収槽の系統全体は、衛生管理が非常に困難であり、レジオネラ属菌発生の温床となる可能性が高いこと、及びオーバーフロー水の再利用が新鮮な湯の補給の妨げになり、浴槽水中の水質の悪化につながること等の理由から、回収槽を設けることを禁止します。 循環浴槽水を落とし込みにより浴槽に補給する場合は、入浴者が誤って飲用したり、飛まつを吸引することのないよう、飲用禁止の表示や入浴者が落とし込み部分に近づかないような措置、または飛まつが発生しない方法で補給する等の措置を講じてください。 循環水取入口は、目皿等を設置することにより、吸込事故を防止する構造としてください。また、管理者は、取入口の流速について定期的に確認してください。 気泡発生装置を使用する場合は、空気取入口は、土ぼこりが混入しないように屋内に設け、これにより難しい場合は、取入口にフィルターを設置してください。 |

| 審査項目 | 基準 | 根拠 | 審査内容等 | | | | | | | | | | | | | | |
|------|---|--|--|--------|--------|---------|--------|--------|--------|---------|---|---|---|---|---|---|---|
| 洗面設備 | <p>宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。</p> <p>共同洗面所を設ける場合には、その設備の給水栓は、適当な数を有すること。</p> | <p>令第1条第1項第5号</p> <p>条第7条第7号</p> | <p>・ 宿泊者の利用しやすい場所に設置してください。また、共同洗面所の給水栓の数については、以下の個数を設けるよう努めてください。</p> <table border="1"> <tr> <td>合計定員</td> <td>5人以下</td> <td>6～10人</td> <td>11～15人</td> <td>16～20人</td> <td>21～25人</td> <td>26人～30人</td> </tr> <tr> <td>数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> </table> <p>・ 合計定員が31人以上の場合 30人を超えて10人(10人に満たない端数は、10人とする。)を増すごとに1を6に加算した数</p> | 合計定員 | 5人以下 | 6～10人 | 11～15人 | 16～20人 | 21～25人 | 26人～30人 | 数 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 合計定員 | 5人以下 | 6～10人 | 11～15人 | 16～20人 | 21～25人 | 26人～30人 | | | | | | | | | | | |
| 数 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | | | | | | | | | | | |
| 便所 | <p>適当な数の便所を有すること。</p> <p>便所は、宿泊者の利用しやすい位置に設け、収容定員に応じ、適当数を有することとし、共同便所を設ける場合には、男子用、女子用に分けて適当数を備え付けること。</p> | <p>令第1条第1項第6号</p> <p>条第7条第6号</p> | <p>・ 便所を付設していない客室を有する階には共同便所を設けてください。また、共同便所の便器の数については、以下の個数を設けるよう努めてください。</p> <table border="1"> <tr> <td>合計定員</td> <td>5人以下</td> <td>6～10人</td> <td>11～15人</td> <td>16～20人</td> <td>21～25人</td> <td>26人～30人</td> </tr> <tr> <td>数</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> </table> <p>・ 合計定員が31人以上300人以下の場合 30人を超えて10人(10人に満たない端数は、10人とする。)を増すごとに1を7に加算した数</p> <p>・ 合計定員が301人以上の場合 300人を超えて20人(20人に満たない端数は、20人とする。)を増すごとに1を34に加算した数</p> | 合計定員 | 5人以下 | 6～10人 | 11～15人 | 16～20人 | 21～25人 | 26人～30人 | 数 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 合計定員 | 5人以下 | 6～10人 | 11～15人 | 16～20人 | 21～25人 | 26人～30人 | | | | | | | | | | | |
| 数 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | | | | | | | | |
| 調理場 | <p>調理場を設ける場合には、次の構造設備の基準によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊者の食事の需要を満たすことができるよう十分な広さを有し、構造設備については、食品衛生法第51条の規定に基づく飲食店営業の施設基準に適合するものとする。 ・ 共同自炊用の調理場は、宿泊者の自炊の需要を満たすことができるよう十分な広さを有し、適当な調理設備を備え付けること。 | <p>条第7条第1号</p> <p>条第7条第1号ア</p> <p>条第7条第1号イ</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| ガス設備 | <p>客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専用の元栓を有すること。 ・ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。 | <p>条第7条第5号</p> <p>条第7条第5号ア</p> <p>条第7条第5号イ</p> | | | | | | | | | | | | | | | |

| 審査項目 | | 基準 | 根拠 | 審査内容等 |
|------|-----|---|------------|---|
| その他 | 目隠し | その設置場所が学校等の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそる恐れがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見とおすことを遮ることができる設備を有すること。 | 令第1条第1項第7号 | <ul style="list-style-type: none"> 教育施設等からおおむね100m以内の施設においては、各室及びホール等の施設の内部を教育施設等から見とおせないよう一定の遮閉物を設けてください。 |
| | 飲用水 | | | <ul style="list-style-type: none"> 井戸水を飲用等に使用する施設は、消毒装置を設置するなど衛生確保に努めるとともに、水道法に準じた水質を保つようにしてください。 |

特例

| 審査項目 | | 基準 | 根拠 | 審査内容等 |
|------|--|--|------------|--|
| | | 旅館・ホテル営業、簡易宿所営業のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別な事情があるものであって、規則で定めるものについては、それぞれ該当各号に掲げる基準を適用しないことができる。 | 令第2条、規第5条、 | <ul style="list-style-type: none"> 季節的営業の営業期間は、原則として3ヶ月以内です。特例の規定を適用しないとやむを得ない施設については、例外として年間9ヶ月まで認めます。 建築基準法、消防法上適合しないことのみでは、季節的旅館ではありません。 この許可にあたっては、関係機関の意見や地域特性を考慮し、総合的に判断します。 <p>※基準の特例については、個別に対応します。</p> |
| | | 1. キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設 | 規第5条第1項第1号 | |
| | | 2. 交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの | 規第5条第1項第2号 | |
| | | 3. 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設 | 規第5条第1項第3号 | |
| | | 4. 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設 | 規第5条第1項第4号 | |

衛生管理基準

| 項目 | 基準 | 根拠 | 内容等 |
|-------------------------|---|--|--------------------------------|
| | 営業者は、営業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。 | 法第4条 | |
| 換気 | 換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。 機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。 | 条第4条第1号ア 条第4条第1号イ | |
| 採光・照明 | 照明設備は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たすものとする。 | 条第4条第2号 | |
| 防湿措置 | 排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。 | 条第4条第3号 | |
| 寝具 | 布団及び枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること。 シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯をすること。 寝具は、適切に洗濯、管理等を行うこと。 | 条第4条第5号ア 条第4条第5号イ 条第4条第5号ウ | |
| ガス設備 (客室内に設ける場合) | 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を提示しておくこと。 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。 | 条第4条第6号ア 条第4条第6号イ | |
| 浴室 | 湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。 浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。ただし、ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあっては、毎週1回以上換水し、清掃すること。 共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。 | 条第4条第7号ア 条第4条第7号イ 条第4条第7号ウ | ・水質の悪化が見られる場合は、換水の頻度を増やしていくこと。 |

| 項 目 | 基 準 | 根 拠 | 内 容 等 |
|-----|--|---|--|
| 浴 室 | <p>貯湯槽を使用するときは、次の措置を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 貯湯槽内部の状況について随時点検し、1年に1回以上の清掃及び消毒を行い、汚れ等を除去すること。 貯湯槽内の湯を摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。 <p>ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ろ過器は1週間に1回以上逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒も行うこと。 浴槽水を循環させるための配管は、1週間に1回以上内部の消毒を行うこと。 集毛器は、毎日清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1Lにつき、0.4mg以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。ただし、第2号に掲げる方法により浴槽水の消毒を行う場合は、モノクロラミン濃度が1リットルにつき3ミリグラム以上になるように保つこと。 <p>(1) 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する方法 (2) モノクロラミンにより消毒を行う方法</p> | <p>条第4条第7号エ</p> <p>条第4条第7号エ(ア) 区細第9条第1項</p> <p>条第4条第7号エ(イ) 区細第9条第2項</p> <p>条第4条第7号オ</p> <p>条第4条第7号オ(ア) 区細第10条第1項</p> <p>条第4条第7号オ(イ) 区細第10条第2項</p> <p>条第4条第7号オ(ウ) 区細第10条第3項</p> <p>条第4条第7号オ(エ) 区細第10条第4項</p> | <ul style="list-style-type: none"> 貯湯槽とは、レジオネラ属菌が増殖する温度であるおおむね20℃以上の湯水を保温しながら貯留する貯湯槽のことです。 土ぼこりが混入しないよう、密閉状況、破損箇所の有無、及び生物膜の形成などによる内部の汚れの状況等を確認するため、定期的に点検(月1回以上)を実施し、1年に1回以上清掃及び消毒をおこなってください。 貯湯槽(温泉スタンドを含む)内部の湯水が長期間滞留した状態のときは、内部でレジオネラ属菌が繁殖している可能性があるため、溜まった湯を排出し、内部の清掃を行った後に使用してください。 貯湯槽では、レジオネラ属菌が繁殖しないよう、通常の使用状態において、湯の補給口から底部に至るまで60℃以上になるよう温度を保持してください。また、これにより難しい場合の塩素剤による消毒は、浴槽水の消毒に準じて実施し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持してください。 <p>塩素剤以外の消毒方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 温泉の泉質等のため、塩素消毒の効果が減弱する場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒(オゾン殺菌、紫外線殺菌、銀イオン、光触媒などの消毒方法)の併用を行う方法及びモノクロラミンにより消毒を行う方法を認めます。 塩素による消毒が困難な泉質の温泉や浴用剤の使用にあたっては、循環設備を使用しない(いわゆる掛け流し方式)等の措置を講じてください。 |

| 項 目 | 基 準 | 根 拠 | 内 容 等 |
|-----|--|--------------------------|-------|
| | ・ 浴槽水については、1年に1回以上水質検査を行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。 | 条第4条第7号オ(オ) 区細第10条第5項 | |

| 項目 | 基準 | 根拠 | 内容等 |
|-------|---|--|---|
| 洗面設備 | 洗面所は、洗面用として飲用に適する湯又は水を十分に供給し、適切に清掃し、常に清潔に保つこととし、洗面設備には、石けん等を常に使用できるように備えること。 | 条第4条第8号 | |
| 共用物品 | 客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合には、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。 | 条第4条第9号 | |
| 便所 | 便所に備え付ける手ぬぐい等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。 | 条第4条第10号 | |
| 管理者 | 営業者は、宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として営業施設ごとに、管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する場合は、この限りでない。 | 条第4条第11号 | |
| 標識 | 営業者は、公衆の見やすい場所に営業施設の名称その他規則で定める事項を掲示するものとする。 規則で定める事項は、次のとおりとする。 (1)営業施設の連絡先及び営業者又は管理者の連絡先 (2)営業施設の営業の種別 | 条第6条 区細第11条第1号 区細第11条第2号 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 複合施設や共同住宅の一部を使用する施設の場合にあつては、施設に加え、共用エントランスなどの公衆が認識しやすい箇所へも標識等を掲示してください。 ・ (2)営業施設の営業の種別について当該施設が宿泊施設であることがわかるような文言を標識の中に記載してください。 |
| 宿泊者名簿 | 営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、連絡先その他の事項を記載し、保健所長の要求があつたときは、これを提出しなければならない。 宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から3年間保存するものとする。 宿泊者名簿には、法に定めるもののほか、性別、生年月日、前泊地、行先地、到着日時、出発日時、室名、国籍及び旅券番号(日本国内に住所を有しない場合)が記載できるものでなければならない。 | 法第6条第1項 規第4条の2第1項 規第4条の2第3項 区細第7条 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊者名簿は、感染症、食中毒、災害等事故発生時の調査のためのものであり、寝具を使用して旅館業の施設を利用するものは宿泊の時間とは関係なく記入します。よって休憩といわれるものでも寝具を利用する場合は宿泊者名簿に記入させてください。名簿は、3年間保存してください。また、いわゆるモーテルについては、利用自動車の車種、番号等をも記載させてください。 |

| 項 目 | 基 準 | 根 拠 | 内 容 等 |
|------------|--|--|--|
| 善良な風俗 | <p>善良の風俗が害されるような文書、図画、その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。</p> <p>善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。</p> | <p>令第3条第1号</p> <p>令第3条第2号</p> | |
| 宿泊を拒否できる場合 | <p>宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。</p> <p>宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。</p> <p>宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。</p> <p>宿泊施設に余裕がないとき。</p> <p>宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。</p> | <p>法第5条第1項第1号</p> <p>法第5条第1項第2号</p> <p>法第5条第1項第3号 規第5条の6</p> <p>法第5条第1項第4号</p> <p>条第5条第1号</p> <p>条第5条第2号</p> | <p>特定感染症とは、次に掲げる感染症をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。（以下、「感染症法」といいます。））第6条第2項に規定する一類感染症。 ・感染症法第6条第3項に規定する二類感染症。 ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症 ・感染症法第6条第8項に規定する指定感染症であって、感染症法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって感染症法第19条もしくは第20条又は第44条の3第2項の規定を準用するもの。 ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症。 <p>厚生労働省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものであって、他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのあるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（宿泊に関して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に規定する社会的障壁の除去を求める場合を除く。） ・粗野又は乱暴な言動（営業者が宿泊しようとする者に対して不当な差別的取扱いを行ったことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除く。）その他の従業者の心身に負担を与える言動を交えた要求であって、当該要求をした者の待遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの。 |
| | <p>営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等を考慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、前項各号のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。</p> | <p>法第5条第2項</p> | |